

議員提出議案第 9 号

議員政治倫理検討特別委員会設置に関する決議

上記の議案を別紙のとおり、守谷市議会会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出します。

平成 29 年 12 月 15 日 提出

守谷市議会
議長 梅 木 伸 治 様

提出者 議会運営委員会
委員長 高 橋 典 久

平成 年 月 日原案 決

議員政治倫理検討特別委員会設置に関する決議

次のとおり、議員政治倫理検討特別委員会を設置する。

記

- | | | |
|---|-------|---------------------------|
| 1 | 名 称 | 議員政治倫理検討特別委員会 |
| 2 | 設置の根拠 | 地方自治法第109条及び守谷市議会委員会条例第6条 |
| 3 | 付議事件 | 守谷市議会議員の政治倫理の検討 |
| 4 | 委員の定数 | 9人 |
| 5 | 設置期間 | 付議事件の検討が終了するまで |

提案理由（議員提出議案第9号）

提案の理由を申し上げます。

現在の守谷市政治倫理条例は、市長等（市長・副市長・教育長）と市議会議員の政治倫理を定める条例として平成12年3月1日に施行されましたが、市長と議会は二元代表制の下にそれぞれの役割があることから、政治倫理についても独立したものとするべきであり、議会は市長等とは区別し、市議会議員のみを対象とした政治倫理を再検討するため「議員政治倫理検討特別委員会」を設置するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。